

熊本市大規模小売店舗立地法運用要綱

制定 平成24年 2月24日市長決裁
改正 平成25年 3月28日農水商工局長決裁
改正 平成28年 3月31日商工振興課長決裁
改正 令和 5年10月 1日商業金融課長決裁
改正 令和 6年 6月 30日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）、大規模小売店舗立地法施行令（平成10年政令第327号。以下「令」という。）及び大規模小売店舗立地法施行規則（平成11年通商産業省令第62号。以下「規則」という。）の適正かつ円滑な運用を図るため、その手続に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、次の各号に掲げるものについて当該各号に定めるところによるほか、法、令、規則及び法第4条に規定する大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号。以下「指針」という。）の例による。

- (1) 関係課 熊本市大規模小売店舗立地協議会設置要綱（以下「設置要綱」という。）別表に定める関係課をいう。
- (2) 市境店舗 当該大規模小売店舗の所在地の境界線から1キロメートルの範囲内に熊本市以外の市域及び町域を含むものをいう。
- (3) 所在区役所 当該大規模小売店舗の所在地に属する区役所をいう。
- (4) 学識経験者 熊本市大規模小売店舗立地協議会設置要綱第3条第2号に定める学識経験を有する者をいう。

(概要説明)

第3条 法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行うことを予定している者（以下「届出予定者」という。）は、当該大規模小売店舗の名称、所在地、敷地面積、店舗面積、土地建物の所有者、開店予定日及び図面等その他届出を予定している内容のわかるものについて、市に概要を説明するものとする。

2 前項の場合において、法第5条第1項の規定による届出のほか当該大規模小売店舗周辺の道路に交通渋滞等の影響を及ぼし得る内容の届出を予定している者は、当該大規模小売店舗の周辺において交通量の調査を行うことを予定している地点のわかる図面を市商業金融課（以下「市所管課」という。）に提出するものとする。

(事前協議)

第4条 届出予定者は、市所管課及び関係課のうち、交通量調査の結果を踏まえた渋滞緩和措置等の内容について協議を要する課と、届出を予定する事項について事前に協議を行うものとする。ただし、市所管課が事前に協議をすることがないと判断した場合は、事前協議を省略することができる。

(事前相談)

第5条 届出予定者は、前条の事前協議を経て、届出を行おうとする日の1月前までに、事前相談書（様式第1号）を、市所管課に対し、18部提出するものとする。

2 届出予定者は、市より前項の事前相談書に対する指摘事項等の通知を受けた場合は、当該指摘事項等に対する回答を市所管課の指定する期日までに、市所管課に提出するものとする。

(新增設等の届出等)

第6条 法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行う者（以下「届出者」という。）は、規則で定められた届出書及び添付書類（様式第2号から第6号まで）を、市所管課に対し、21部提出するものとする。

2 届出者が、前項の届出のうち変更に係る届出を行う場合の添付書類は、様式第2号から第6号までのうち変更事項に係る項目のみとする。

3 前2項の届出等に係る大規模小売店舗が市境店舗の場合は、第1項に規定する届出部数に熊本市以外の市町の数を加えた部数の提出を求めるものとする。

4 届出者は、市より第1項及び第2項の届出書及び添付書類に対する指摘事項等の通知を受けた場合は、当該指摘事項等に対する回答を市所管課の指定する期日までに、市所管課に提出するものとする。

(公告及び縦覧)

第7条 市は、法第5条第3項（法第6条第3項、第8条第8項及び第9条第5項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第6条第6項、第8条第3項、第8条第6項、第9条第3項及び本要綱第

2 5 条第 3 項の規定による公告は、市公報その他市が適切と認める方法により行うものとする。

- 2 市は、法第 5 条第 3 項、第 8 条第 3 項及び第 8 条第 6 項の規定による縦覧は、市ホームページにおいて行う。

(軽微な変更)

第 8 条 届出者は、法第 6 条第 4 項ただし書の軽微な変更（以下「軽微変更」という。）として同条第 2 項に規定する届出を行う場合、当該届出を行おうとする日の 1 月前までに軽微変更申出書（様式第 7 号）1 部を市所管課に提出するものとする。

- 2 市は、前項の規定による申出があったときは、届出の内容が軽微変更に該当するか否かについて、届出者に対し通知するものとする。

(説明会の開催回数及び場所等)

第 9 条 市は、規則第 1 1 条第 1 項に規定する説明会の開催回数を、届出者に対して通知するものとする。

- 2 市は、市境店舗に係る説明会の場合、説明会の開催を予定する場所を定めるにあたり、届出者に対して、熊本市以外の市町に居住する者の参加について配慮を求めるものとする。

- 3 届出者は、法第 7 条第 3 項の規定により市の意見を聴く場合は、第 5 条第 1 項の提出と併せて行うものとし、市はこれに対する意見を第 1 項の通知と併せて述べるものとする。

- 4 届出者は、説明会の日時及び場所を定めたときは、説明会の開催を予定する日の 1 週間前までに市所管課へ、説明会開催計画書（様式第 8 号）を 1 部提出するものとする。

(説明会の開催公告)

第 1 0 条 届出者は、法第 7 条第 2 項の公告は、次の事項を記載して行うものとする。ただし、公告が規則第 1 2 条第 2 号の方法による場合は、第 3 号の事項については可能な限り記載するものとする。

(1) 説明会の開催日時及び場所

(2) 法第 5 条第 1 項第 1 号から第 4 号までの事項及びその内容（変更の場合にあっては変更する事項及びその内容）

(3) 大規模小売店舗の所在地及び説明会開催場所を示した地図

- 2 届出者は、規則第 1 2 条第 2 号及び第 3 号による公告を行うことが不可能な場合に限り、説明会を開催しようとする日の 6 0 日前までに市所管課に市公報等登載依頼書（様式第 9 号）1 部を提出して、公告を依頼することができる。

- 3 市は、前項の依頼があった場合において、公告を行うことが不可能であると認められるときは、第 1 項各号に掲げる事項を市の公報又は広報紙に登載するものとする。

- 4 規則第 1 2 条第 2 号に規定する日刊新聞紙は、少なくとも次項第 2 号で定める区域における購読部数の上位 5 紙とする。

- 5 規則第 1 2 条第 3 号の市が認める方法とは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 出店等予定地内への掲示板の設置（説明会終了までの期間）

(2) 原則として、大規模小売店舗の所在地の境界線から 1 キロメートル以内の区域を全て含む区域に対する次のいずれかの方法による周知

ア 前項に規定する日刊新聞紙へのチラシ折り込み

イ 直接全世帯、事業所その他の団体等へのチラシ配布

ウ その他第 1 項に掲げる事項が確実に周知できる方法

(説明会開催の省略)

第 1 1 条 届出者は、規則第 1 1 条第 2 項に規定する説明会の開催を省略し掲示をもって説明会に代えようとする場合は、法第 6 条第 2 項の規定による変更の届出を行おうとする日の 1 月前までに、掲示による説明会申出書（様式第 1 0 号）を市所管課に 1 部提出するものとする。

- 2 市は、前項の規定による申出があった場合、申出を認めるか否かについて、届出者に対し通知するものとする。

- 3 届出者は、前項の規定により掲示をもって説明会に代えることが認められた場合は、当該届出の縦覧期間中、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所及びインターネット上において、届出等の要旨を掲示するものとし、掲示後 1 0 日以内に、説明会等実施状況報告書（様式第 1 1 号）を、市所管課へ 1 部提出するものとする。

(説明会における配布資料)

第 1 2 条 届出者は、法第 7 条第 1 項の説明会では、届出の内容及び添付書類の内容又はその概要を記載した資料等を配布するものとする。

(説明会開催不能の場合の措置)

第 1 3 条 届出者は、規則第 1 3 条第 1 項により市の認定を受けようとする場合、同項に定める説明会

を開催することができない事由が発生した日から10日以内に、説明会開催不能申出書（様式第12号）を市所管課に1部提出するものとする。

2 市は、前項の規定による申出があった場合は、申出を認めるか否かについて、届出者に対し通知するものとする。

3 第10条第4項の規定は、規則第13条第2項第2号に規定する日刊新聞紙について準用する。

4 規則第13条第2項第3号の市が適切と認めるものとは、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 出店等予定地内への掲示板の設置（通知があった日から当該届出に係る縦覧期間）

(2) 次のいずれか一方の方法

ア 第10条第4項に規定する日刊新聞紙へのチラシの折り込み

イ 第10条第5項第2号で定める区域への直接全世帯、事業所その他の団体等へのチラシ配布

5 届出者は、第2項の規定により説明会開催不能の認定を受けた場合は、代替措置の実施後10日以内に、説明会等実施状況報告書（様式第11号）を、市所管課へ1部提出するものとする。

（説明会開催状況報告）

第14条 届出者は、説明会開催後10日以内に、説明会等実施状況報告書（様式第11号）を、市所管課へ1部提出するものとする。

（意見書の提出）

第15条 法第8条第2項の規定により意見書を提出しようとする者は、意見書（様式第13号）を市所管課に郵送、持参又は市が適当と認める方法により提出するものとする。

（意見の公告及び縦覧）

第16条 市は、前条で提出された意見書のうち、個人情報の保持又は公序良俗に反すると認められるものについては、その全部又は一部について公告及び縦覧を行わないことができる。

（学識経験者への意見照会）

第17条 市は、前条の規定により公告し、縦覧期間を経過した後、法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出については、学識経験者から当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地から意見を聴くものとする。

2 前項の規定による学識経験者の意見の聴取は、意見書（様式第14号）によるものとする。

（市の意見）

第18条 市は、法第8条第4項の意見の有無及び意見の内容について、法第5条第1項、第6条第2項及び同法附則第5条第1項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による届出の内容をもとに、法第8条第2項の規定により述べられた意見及び前条第1項の規定により聴取した意見に配慮し、熊本市大規模小売店舗立地協議会（以下「協議会」という。）における協議を経て、指針に基づき決定するものとする。

2 市は、法第8条第4項の規定により意見を述べる場合又は意見を有しない旨の通知をする場合は、その旨を書面により届出者に対し通知するものとする。

（市の意見に対する変更の届出等）

第19条 届出者は、法第8条第4項の規定により市の意見が述べられたときは、意見が通知された日から1月以内に同条第7項の規定による届出又は通知を行うものとする。

2 届出者は、市所管課に対して前項の届出又は通知を、21部提出するものとする。

3 市は、第1項の届出又は通知を行う者に対して、規則で定める添付書類のほか当該届出の変更部分の説明に必要な資料又は当該通知にかかる大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に著しい悪影響を及ぼす事態の発生を回避することができる旨を証する資料を求めるものとする。

4 届出者は、やむをえない理由により、第1項の意見が通知された日から1月以内に届出又は通知を行うことができない場合は、同期間内にその理由及び届出又は通知を行おうとする時期を市に申し出るものとする。

5 届出者は、前項の申出は、市所管課に変更届出遅延理由書（様式第15号）1部を提出して行う。

（市の勧告）

第20条 市は、法第9条第1項の規定による勧告の有無及び勧告の内容について、第19条第1項の届出又は通知の内容をもとに、学識経験者から意見を聴取し、協議会における協議を経て、指針に基づき決定するものとする。

2 前項の規定による学識経験者の意見の聴取は、意見書（様式第14号）によるものとする。

3 市は、法第9条第1項の規定による勧告を行う場合は、その旨を書面により届出者に対し通知するものとする。

（勧告に対する変更の届出）

第21条 届出者は、法第9条第1項の規定による勧告を受けたときは、勧告が行われた日から1月以

内に同条第4項の規定による届出を行うものとする。

- 2 届出者は、市所管課に対して前項の届出を、21部提出するものとする。
- 3 市は、第1項の届出を行う者に対して、規則で定める添付書類のほか当該届出の変更部分の説明に必要な資料を求めるものとする。
- 4 届出者は、やむをえない理由により、第1項の勧告が行われた日から1月以内に届出を行うことができない場合は、同期間内にその理由及び届出を行おうとする時期を市に申し出るものとする。
- 5 届出者は、前項の申出は、市所管課に変更届出遅延理由書（様式第15号）1部を提出して行う。
（公表）

第22条 市は、法第9条第1項の規定による勧告を行った後、次の場合は、届出者からその理由を聴取することができる。

- (1) 届出者が法第9条第4項の届出を行わない場合
- (2) 届出者が提出した法第9条第4項の届出の内容が勧告に従っていないと認められる場合
- 2 法第9条第7項の規定による公表は、学識経験者から意見を聴取し、協議会における協議を経て行うものとする。
- 3 前項の規定による学識経験者の意見の聴取は、意見書（様式第14号）によるものとする。
- 4 市は、法第9条第7項の規定による公表を行おうとするときは、届出者に公表の方法及び公表の予定日をあらかじめ通知するものとする。
- 5 市は、法第9条第7項に規定する公表は、市公報その他市が適切と認める方法により行うものとする。

（小売業者等の変更の届出）

第23条 法第6条第1項の規定による届出を行う者は、市所管課に対して規則で定められた届出書及び添付書類（様式第2号）を、4部提出するものとする。

- 2 届出者が前項の届出を行う場合の添付書類は、様式第2号のうち変更事項に係る項目のみとする。
（廃止）

第24条 法第6条第5項の規定による届出を行う者は、市所管課に対して規則で定められた届出書を1部提出するものとする。

（承継）

第25条 法第11条第3項の規定による届出を行う者は、市所管課に対して規則で定められた届出書を1部提出するものとする。

- 2 市は、前項の届出を行う届出者に対して、規則で定める添付書類のほか承継に関して必要な資料を求めるものとする。
- 3 市は、第1項の規定による届出があったときは、速やかに、届出の概要及び届出年月日を公告するものとする。

（届出の取り下げ）

第26条 届出者は、法第5条第1項、法第6条第1項、法第6条第2項、法第6条第5項、法第8条第7項、法第9条第4項、法第11条第3項又は法附則第5条第1項（同条第3項の規定により準用する場合を含む。）の規定による届出を取り下げの場合、市所管課に対し取下げ書（様式第16号）を1部提出するものとする。

（報告）

第27条 法第14条第1項の規定により報告を求められた届出者及び同条第2項の規定により報告を求められた大規模小売店舗において小売業を行う者は、市所管課に対し報告書（様式第17号）を1部提出するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年6月30日から施行する。

事前相談書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

- ・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあっては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

下記のとおり、大規模小売店舗の届出を予定しておりますので、熊本市大規模小売店舗立地法運用要綱第5条第1項の規定により提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 新規（又は変更）届出予定年月日

※新設の場合は、添付書類として、大規模小売店舗届出書及び運用要綱様式第2号～第6号を添付すること。
※変更の場合は、添付書類として、変更届出書及び運用要綱様式第2号～第6号のうち変更に係る様式を添付すること。

〔設置者、建物等の概要〕

1 出店の趣旨

- ・今回の出店計画の趣旨とともに、出店に際しアピールしたいことや周辺環境の配慮事項等をまとめて記載すること。

2 大規模小売店舗設置者の連絡先等

(1) 設置者の連絡先及び電話番号・FAX番号

- ・法人にあつては、部局名称も記載すること。
- ・担当者が複数の場合には、全て記載すること。

(2) ①周辺の生活環境保持の対応策の小売業者等への周知措置

(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)

②周辺の生活環境保持のための監督・管理責任者

(監督・管理責任(予定)者の所属名・職名・氏名を記入)

3 法人にあつては登記事項証明書、個人にあつてはその住民票の写し〔規則§4I①〕

法人の場合	登記事項証明書
個人の場合	住民票の写し

<別 添>

- ・正本以外は写しで可。

4 小売業者一覧

	小売業者名	店舗面積	業種・業態	主として販売する物品
核となる小売業者				
その他の小売業者				
	未 定 分			

- ・決定済の小売業者ごとに主として販売する物品の種類を記載すること。
- ・未定分については、予定業種があれば記載すること。

※業種・業態欄記載例

スーパーマーケット、ドラッグストア、コンビニエンスストア、百貨店、スーパーセンター、ディスカウントストア、100円ショップ、衣料品店、薬局、携帯電話ショップ 等

5 建物の位置及びその建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面
〔規則 § 4 I ③〕

(1) 建物位置図 <別途添付すること>

縮尺：1／25,000以上
建物の位置及び周辺の幹線道路等の状況がわかる図面

→ 別添資料〔添付図面について〕参照

(2) 周辺見取図 <別途添付すること>

縮尺：1／2,500以上
隣接地の用途現況及び街づくり計画等の範囲がわかる図面

→ 別添資料〔添付図面について〕参照

(3) 建物配置図 <別途添付すること>

縮尺：1／500以上
店舗の用に供する部分、その他の施設、駐車場（区画線含む）等の配置がわかる図面（駐車場、廃棄物及び荷さばき（屋内施設の場合、高さ含む）等については寸法も記載すること）

→ 別添資料〔添付図面について〕参照

(4) 各階平面図 <別途添付すること>

縮尺：1／500以上
各小売業者又は業態ごとに範囲を示した各階ごとの平面図

→ 別添資料〔添付図面について〕参照

6 店舗施設計画の概要

(1) 計画地の概要

① 敷地面積及び土地の所有形態

- ・敷地面積は合計面積とともに用途別に分けて記載すること。
- ・所有形態は自己所有及び借地の区分をすること。

(例)

建物敷地	〇,〇〇〇㎡	自己所有予定
駐車場用地	〇,〇〇〇㎡	賃貸借契約予定
合 計	〇,〇〇〇㎡	

② 法令上の用途等

- ・都市計画、農業振興地域整備計画、国土利用計画による制限等を記載すること。
（市街化区域では用途区分（特別用途地区・高度地区・防火地域・駐車場整備地区・風致地区等も含む）まで記載すること。）
- ・その他、建築にあたって法令上の制限等がある場合は、その旨を記載すること。
（注）店舗建設が法令上不可能な地域（例：市街化調整区域、第1種低層住居専用地域、工業専用地域、農用地区域等）での計画は、関係課を含めて相談の上、提出すること。
また、解除等の見通しのあるもの又は除外規定の対象となるものである場合は、その見通し及び作業日程、法令上の根拠、関係各機関の意見等これを証する書類の提示をすること。
- ・5千分の1の「用途地域指定図」を添付すること。

③ 現在の利用状況

- ・計画地の現在の土地利用形態を記載すること。
(注) 農地の場合は転用の見込みを、工場等建物が現存する場合は、その所有関係（自己所有でない場合は確保の見通し）を示すこと。
- (例) 農地→（転用見込みを記載）
工場・倉庫 等→自己所有予定（〇年〇月売買契約締結予定）
更地 等

(2) 計画地周辺の概要

① 立地環境

- ・計画地の周辺環境を具体的に記載すること。
特に、既存の商業集積地への立地か、住宅地への立地かが明確にわかるように表現すること。
- (例) 都心商業業務地区 低層住宅地区
既成市街地商業業務地区 郊外新興住宅地区
郊外新興商業地区 工場倉庫等集積地区 等

② 隣接地の用途現況

<別添 周辺見取図（住宅地図等の写しでも可）のとおりに>

- ・計画地の周囲4方向の隣地（道路を隔てた隣地も含む。）の建物用途現況を図面に表示すること。
- (例) 低層住宅・高層住宅・工場・事務所・商店・学校・病院 等

③ 基盤整備に関する事業の有無とその内容

- ・計画地における市街地再開発事業・土地区画整理事業等の基盤整備に関する事業の有無とその概要について具体的に記載すること。

④ 街並みづくり計画の有無とその内容

- ・計画地における街並みづくり計画の有無とその概要について具体的に記載すること。
- (例) 地区計画／建築協定／パークアンドライド事業／車両乗り入れ禁止地区等

⑤ 都市計画及び中心市街地活性化基本計画との関連性

- ・計画地における都市計画及び中心市街地活性化基本計画の有無とその内容、関連性（整合）について具体的に記載すること。
- (注) 都市計画の区域及び用途地域、中心市街地活性化基本計画における計画店舗の位置付け（計画地が中心市街地活性化基本計画の区域内にある場合）などについて記載。

(3) 建築着工予定年月日及び完成予定年月日

- (注) 店舗の変更届出の場合は、その変更に係る部分の工事について記載。

- ① 建築着工予定年月日 年 月 日
- ② 完成予定年月日 年 月 日

(4) 建物の構造及び規模

① 建物構造

- ・2以上の棟に分かれる場合はそれぞれについて記載すること。
- (例) 鉄骨造・鉄筋コンクリート造
地下〇階、地上〇階、塔屋〇階 等

② 店舗面積の内訳

- イ 建築面積 m^2
- ロ 延べ床面積 m^2
- ハ 各階ごとの店舗面積及び延べ面積等

- ・建築面積及び延べ床面積の定義は、建築基準法によるものとする。

(例)

(単位：㎡)

	店舗面積	その他の施設	延 べ 面 積
2 F	2,500		3,000
1 F	2,500	50	3,000
計	6,000	550	8,000

(5) その他の施設計画と各施設面積

- ・ オフィス・マンション等、小売店舗とは利用者が独立して考えられる併設施設（以下、「利用者層が異なる併設施設」という。）と飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設等（以下、「利用者層が同一の併設施設」）の区別をして、それぞれの面積の合計を記載すること。
- ・ 別棟で設置されるものについても、その旨を表示して記載すること。
- ・ 各施設の事業主体についても、可能であれば記載すること。

(例)

利用者層が同一の併設施設		
施 設 名	営業面積	営業時間
① 飲食施設 イ 中華 ロ ファーストフード	㎡ (㎡) (㎡)	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
② ゲームセンター	㎡	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
③ クリーニング店	㎡	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
④ 映画館	㎡	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
合 計	㎡	

利用者層が異なる併設施設			
施 設 名	事業主体	営業面積	営業時間
① オフィス			〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
② 住 宅		㎡	〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
③ スポーツ施設		㎡	
④ 文化施設 イ 〇〇教室		(㎡ ㎡)	
⑤ ホテル()	(株)〇〇〇		〇〇：〇〇～〇〇：〇〇
合 計		㎡	

・ 届出書作成時点で分かっているもののみ記載し、施設の区分については「業務施設」「飲食施設」といった区分でも可。

- (6) 開店若しくは施設変更等の届出時に対応策の前提として調査・予測した結果と大きく乖離があり、対応が著しく不十分である場合の追加的対応方針

--

7 その他（特記事項）

--

〔 駐 車 需 要 の 充 足 等 〕

1 必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠
〔規則 § 4 I ④〕

(1) 指針による必要駐車台数計算式

(端数処理：四捨五入)

事 項	等	各事項算出のための計算式等
地区の区分	商業地区・その他地区	(理由)
S：店舗面積 (注)	千㎡	
A：店舗面積当たり日来店客数原単位		
B：ピーク率	1 4 . 4 %	
L：駅からの距離	m	(駅名)
C：自動車分担率	%	
D：平均乗車人員	人／台	
E：平均駐車時間係数		
必要駐車台数	台	$A \times (S) \times B \times C \div D \times E$
日来店台数	台	$A \times (S) \times C \div D$
ピーク1時間当たりの来台数	台	$A \times (S) \times B \times C \div D$

※ 「商業地区」とは、都市計画法による用途地域が「商業地域」、「近隣商業地域」及び商業機能の増進を目的とする特別用途地区を、「その他地区」とはそれ以外の地域をいう。

※ 駅には、J R・私鉄の地上駅をはじめ、地下鉄、路面電車、モノレール等の駅、バスターミナル等を含む。

(2) 特別な事情による駐車台数の算出【指針による計算式によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明：

必要駐車台数	台
必要駐車台数算出根拠：	

(3) 駐車場の分散確保の有無

駐車場の分散確保の有無	理 由	等
有 ・ 無		
借上駐車場の場合	駐車場名	
	設置者・管理者	
	契約・利用形態 (専用, 優先, 提携等)	
	来店客が駐車可能な台数 (算出根拠)	

(4) その他の駐車場の状況

〔従業員等（業務用を含む）駐車場〕

事 項	有無の別	当該小売店舗駐車場と 共用・別途の別	収容台数	備 考 (従業員の雇用状況や利用状況など駐車台数 算定の根拠等)
従業員等駐車場	有 ・ 無	共用・別途	台	

〔併設施設の駐車場〕

(注) 以下の欄は、併設施設が付設されている場合だけでなく、付設が予定されている場合も記載すること。また、併設施設利用者の車両と小売店舗利用者の車両が共用されるような駐車場形態の場合には、併設施設の利用者等の駐車台数を考慮して、小売店舗利用者の「必要駐車台数」が確保できるよう措置すること。

ア オフィス・マンション等、小売店舗とは利用者が独立して考えられる併設施設

名 称	施設種別	面 積	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	必要駐車 台 数	算出根拠	収容台数
		m ²	共用・別途	台		台
		m ²	共用・別途	台		台
合 計		m ²		台		台

(注) 当該施設の収容能力、利用時間、回転率等をもとに算出根拠を示すこと。

イ 飲食店、銀行ATM、クリーニング、映画館、ボーリング場、ゲームセンター、温浴施設等、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設

名 称	業務内容	面 積	当該小売店舗駐車場 と共用・別途の別	必要駐車 台 数	算出根拠	収容台数
		m ²	共用・別途	台		台
		m ²	共用・別途	台		台
合 計		m ²		台		台

(注) 当該施設の面積の合計が当該小売店舗の面積の2割を超えない範囲である場合は、下欄に記載すること。(この場合は、上記「(1) 指針による必要駐車台数計算式」の必要駐車台数の内数として考え、小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設の駐車場について別途考慮する必要はない。)

〔s：小売店舗と利用者層が同一の併設施設面積の合計〕(端数処理：四捨五入)

s	m ²
S：店舗面積×0.2	m ²

条 件

$$s \leq S \times 0.2$$

ウ 小売店舗がその施設の一部となるような小売店舗以上の集客力を有する併設施設（小売店舗が大規模なアミューズメント施設や博覧会施設の一部であるような場合）

- 主たる施設についての必要駐車台数の根拠等を基に小売店舗の必要駐車台数を算出することとし、小売店舗の必要駐車台数は上記(2)「特別な事情による駐車台数の算出」に記載すること。
- 算出根拠については、収容能力、利用者数、利用時間、回転率等をもとに算出根拠を示すこと。

必要駐車台数	
必要駐車台数算出根拠：	

2 駐車場の構造、収容台数、面積及び敷地の状況（小売店舗、併設施設等を含む全体の収容台数）
 (例)

No.	駐車場の構造	収容台数		面 積	駐車区画の大きさ	
		一般用	身障者用		一般用	身障者用
		台	台	m ²	m × m	m × m
合 計		台	台	m ²		

※駐車場の構造

- ・建物外平面駐車場（自走式）
- ・地下駐車場（自走式）
- ・平面駐車場（機械式／専用建物）
- ・循環駐車場（機械式／専用建物）
- ・専用駐車場ビル（自走式）
- ・屋上等建物内設置方式（自走式・地下を除く）
- ・平面駐車場（機械式／共用建物）
- ・循環駐車場（機械式／共用建物）

駐車料金の徴収の有無	駐車場条例による届出 駐車場とする予定の有無	入口ゲートの 入庫処理時間	※契約形態
有 ・ 無	有 ・ 無		

※契約形態

→自社所有／賃貸契約（専用・特約の別を記載）

3 駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口 の
 数及び位置を設定するために必要な事項 [規則 § 4 I ⑤]

(1) 駐車場の自動車の出入口の形式

① 駐車場の入庫処理能力【自走式で発券ブースのない駐車場は記載の必要なし】

出入口の場所	1 時間当り入庫処理能力	ピーク 1 時間に予想される来客の自動車台数
別添配置図上 No.○	台	台
別添配置図上 No.○	台	台

↑

6 0 分	発券ブース等の台数 (1つの入り口で発券 ブース等が複数台設置されている場合)
(メーカーから提供される 1 台当りの処理時間 + 乗客の乗降時間)	× (端数処理 :)

② 敷地内駐車待ちスペース

出入口 の場所	駐車待ちス ペースの有無	実際に用意 する駐車待 ちスペース	発券ブー スの有無	必要な駐車待ちスペース		駐車待ちスペース「無」の場合 その理由・対策
				長さ m	算出根拠等	
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無			
別添配置図上 No.○	有・無	m	有・無			

↑

当該入口の 1 分当りの来台数 × 1.6 - 当該入口の 1 分当りの入庫処理可能台数 × 6 (平均車頭間隔)

(2) 敷地周辺の道路の状況

・別添「周辺見取図」に敷地周辺の道路の「No.」を表示すること。

項 目	道路 No.1 (道路名:)	道路 No.2 (道路名:)	道路 No.3 (道路名:)	〇〇〇 (道路名:)
道 路 幅 員 (車 線 数) 歩道の有無・幅員	m 車線 有・無 m	m 車線 有・無 m	m 車線 有・無 m	m 車線 有・無 m
交 通 規 制				
信 号 交 差 点 数 (うち右折帯設置の交差点 数)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)	交差点 (交差点)
横断歩道等の状況	有・無	有・無	有・無	有・無
通 学 路 の 有 無 利 用 者 数	有・無 人	有・無 人	有・無 人	有・無 人
バス路線の有無	有・無	有・無	有・無	有・無

・「交通規制」欄には、交通規制の内容を記載し、「周辺見取図」にも規制内容を記入すること。
・「横断歩道等の状況」欄には、横断者の多寡及び近くの学校等公共施設名を記載すること。

(3) 来客の自動車の方向別台数の予測の結果等

① 現状の平日、休日（日曜）それぞれの交通量調査の結果

調 査 年 月 日	年 月 日 () 年 月 日 ()
調 査 場 所	
調査の委託先	
調 査 方 法	
調 査 結 果	<別添資料とすること>

・調査エリアは原則として経路予定の店舗周辺最寄りの交差点とする
・調査時間帯は、開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）とする。
・調査内容としては車種及び時間帯別、方向別の台数を調査する。
・調査結果は別添資料とし、周辺見取図上に交差点の位置を図示すること。
・別添資料[添付図面について]参照

② 開店後の周辺道路の交通量の予測

予 測 方 法	
予 測 の 根 拠	
予 測 結 果	<別添資料とすること>

・開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて、方向別に予測し一覧表とする。
・予測結果は別添資料とし、周辺見取図上に交差点の位置を図示すること。
・別添資料[添付図面について]参照

(4) 集客力の高い併設施設の利用者の交通量の予測

【小売店舗の集客に影響を与える蓋然性を有する併設施設で当該併設施設の面積の合計が小売店舗面積の2割を超える場合、又は小売店舗がその施設の一部となるような小売店舗以上の集客力を有する併設施設がある場合のみ実施】

予 測 方 法	
予 測 の 根 拠	
予 測 結 果	<別添資料とすること>

・開店から閉店までの時間帯（プラス前後1時間）1時間ごとの想定来店台数を入場、出場に分けて、方向別に予測し一覧表とする。
・予測結果は別添資料とし、必要に応じ、(3)と同一の図面上に表示するものとする。

4 来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法〔規則 § 4 I ⑥〕

(1) 周辺見取図に来客の自動車の案内経路を表示した図面 <別 添>

→ 別添資料[添付図面について]参照

(2) 経路等を来店者に知らせる方法

項 目	具 体 的 な 内 容
案内表示の設置 (看板等)	(設置場所・内容等) →<別添周辺見取図上に記載>
ちらし等の配付	(配付方法・内容等)
交通整理員 の配置	(配置場所・人数・配置日時等) →<別添周辺見取図上に記載>
そ の 他	

(注) 案内表示(看板等)の設置場所及び交通整理員の配置場所については周辺見取図の中にその予定場所を記載すること。

(3) 交通への支障を回避するための方策等

交通への支障回避の方策	具 体 的 な 内 容
交通整理員の配置	配置場所：<別添配置図上に記載> 配置人数： 配置日・時間：
左折入出庫の原則等	

・イベント・売出し等の特定日に特別な対策を予定している場合にも記載すること。

(4) 経路の設定

① 経路の設定にあたり考慮した点

- ・右折待ち渋滞の回避
 - ・通学路への配慮
 - ・深夜営業時の配慮
- 等があれば、具体的に記載すること。

② 設置者が行う交通対策等の予定

(事前協議の際に指摘事項があればその対応策)

③ パークアンドライド事業等公共交通計画等との連携の有無

公共交通計画等との連携の有無	(有の場合) その具体的内容
(有 ・ 無)	(駐車場・荷さばき施設の配置, 運営方法等についての配慮)

④ バス・タクシー等の駐車場の設置の有無

--

5 駐輪場の計画（原動機付き自転車を含む）

(1) 駐輪台数の算出根拠

ア 指針参考による駐輪台数の算出
店舗面積（ m²） ÷ 35 m² = （ 台）

イ その他の方法による駐輪台数の算出

駐輪場附置 条例指定区域 該当の有無	熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例 指定区域該当 有 ・ 無		
必要駐輪台数 の予測結果及 び算出根拠	(例)		
	項 目	予測数値	予測数値の根拠等
	日 来 店 客 数	人／日	
	ピ ー ク 率	%	
	分 担 率	%	
	平均駐輪時間	分	
	必要駐輪台数	台	
なお、熊本市自転車等駐車場の附置に関する条例の指定区域に該当する場合は、当該条例に基づき算出した台数を確保すること。			
必要駐輪台数	台		

・可能であれば、既存の調査結果を添付すること

(2) 駐輪場の構造、収容台数及び面積

駐輪場 No.	駐輪場構造	収容台数	面 積	駐輪区画の大きさ	
				一般用	三輪車・バイク用
		台	m ²	m m ×	m m ×

※駐輪場構造 → 平面式／立体式／機械式 等の別を記載すること

(3) 駐輪場の管理体制

・整理員等の配置、時間外の管理等、駐輪場の管理体制について記入すること。

(例)

項 目	内 容
整理員等の配置	配置場所： 配置時間： 人 数：
営業時間外の管理等	

(4) 駐輪場案内の表示方法

・看板の掲出等、表示方法を具体的に記載すること。
・表示場所等の位置を図面上に示すこと。

6 自動二輪車駐車場の計画

(1) 自動二輪車駐車場台数の算出根拠

駐車場附置 条例の有無	有（条例名） ・ 無		
必要台数の予 測結果及び算 出根拠	(例)		
	項 目	予測数値	予測数値の根拠等
	日 来 店 客 数	人／日	
	ピ ー ク 率	%	
	分 担 率	%	
	平均駐車時間	分	
	必 要 台 数	台	
必要台数	台		

・可能であれば、既存の調査結果を添付すること

(2) 自動二輪車駐車場の構造，収容台数及び面積

自動二輪車 駐車場 No.	自動二輪車 駐車場構造	収容台数	面 積	駐車区画の大きさ
		台	m ²	m m m m × ×

※駐車場構造 → 平面式／立体式／機械式 等の別を記載すること

(3) 自動二輪車駐車場の管理体制

・整理員等の配置、時間外の管理等、駐車場の管理体制について記入すること。

(例)

項 目	内 容
整理員等の配置	配置場所： 配置時間： 人 数：
営業時間外の管理等	

(4) 自動二輪車駐車場案内の表示方法

・看板の掲出等，表示方法を具体的に記載すること。
・表示場所等の位置を図面上に示すこと。

7 荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯
[規則 § 4 I ⑦]

(1) 荷さばき施設の概要

荷さばき 施設 No. (平面図記載番号)	同時作業の可能な台数		待機スペース の有無・広さ
	想定する車両の大きさ	台 数	
		台	無・有→広さ (m× m)

(2) 荷さばきを行う時間帯

時間帯	車両の大きさ	車両台数	平均的な 処理時間(分)	荷さばき待 ちの台数
: ~ :	4 t 未満	台		台
	4 t 以上 10 t 未満	台		台
	10 t 以上	台		台
	計	台		台
: ~ : (1 時間毎に記載)				
合計				

(3) 搬出入車両の出入口の数

専用出入口の有無	搬出入車両の出入口の数	対 応 等
無		「無」の理由
有	箇所	

(4) 小売業者が複数の場合の荷さばき施設の運営計画

(連絡体制、管理体制、搬出入時間帯の調整予定の有無とその内容 (無の場合はその理由)を記載)

(5) 搬出入事業者への混雑が少なくなるような経路選択の働きかけ

(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)

(6) 搬出入の経路上に学校等が位置する場合の運行時間帯、交通整理員の配置等の配慮

(対応策を記載。契約書(案)等があれば添付)
・学校のほか、保育所、福祉施設、病院等が経路上にある場合の配慮等についても記載すること。

- 8 その他の施設の配置及び運営方法に関する計画 【特記すべき事項があれば、記載すること】
歩行者の通行の利便の確保等のための計画

歩行者通路確保のための対策		具 体 的 な 内 容 等
	里道の付け替え, 工事, 用途廃止等の有無	無・有 (→公共施設の管理者の同意等)
	夜間照明等の設置の有無	無・有 (→具体的な内容)

- 9 その他 (特記事項)

10 交通量予測の変化等

(記載例)

- (1) 需要予測 (指針より)

- ① 日来店客数: (人/日)
 ② 日来店台数: (台/日)
 ③ ピーク時来店台数 台
 ④ 必要駐車場台数: 台
 ⑤ 駐車場収容台数: 台

- (2) 来店台数

平日 = 台/日 (既存店の平日・休日来店台数比率より算出)
 休日 = 台/日 (指針に基づいて算出)

既存店平休日比率 = 休日来店台数 (台) / 平日来店台数 (台)
 $= 100 / \text{〇〇}$
 平日来店台数 = (指針に基づく来店台数) / 〇〇
 $= \text{ 台 }$
 ※ 来店比率は (根拠) による

- (3) 方面別来店比率

	入 場				
	合計	北方向から	東方向から	南方向から	西方向から
	100%	%	%	%	%
平日ピーク時交通量 (台)					
休日ピーク時交通量 (台)					

	出 場				
	合計	北方向へ	東方向へ	南方向へ	西方向へ
	100%	%	%	%	%
平日ピーク時交通量 (台)					
休日ピーク時交通量 (台)					

(4) 方面別時間帯別来店者の予測

① 平日の予測

時間帯	入場						出場					
	比率	北方から	東方から	南方から	西方から	合計	比率	北方へ	東方へ	南方へ	西方へ	合計
		%	%	%	%			%	%	%	%	
9:00～10:00												
10:00～11:00												
21:00～22:00												
22:00～23:00												
合計												
指針	14.4%											

ピーク時と予測される〇時台の来店者数比率は、〇%であるが、大規模小売店舗立地法の指針に基づき 14.4%として計算した。

② 休日の予測

時間帯	入場						出場					
	比率	北方から	東方から	南方から	西方から	合計	比率	北方へ	東方へ	南方へ	西方へ	合計
		%	%	%	%			%	%	%	%	
9:00～10:00												
10:00～11:00												
21:00～22:00												
22:00～23:00												
合計												
指針	14.4%											

ピーク時と予測される〇時台の来店者数比率は、〇%であるが、大規模小売店舗立地法の指針に基づき 14.4%として計算した。

(5) 交通量調査結果

① 平日

<調査方向1>

(単位：台)

車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
時間帯							
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<調査方向〇>

(単位：台)

車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
時間帯							
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<交差点交通量>

(単位：台)

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

② 休日
 <調査方向1>

(単位：台)

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<調査方向〇>

(単位：台)

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

<交差点交通量>

(単位：台)

時間帯 \ 車種	普通車	大型車	自動車小計	二輪車	全車種合計	自転車	歩行者
9:00～10:00							
10:00～11:00							
18:00～19:00							
19:00～20:00							
計							

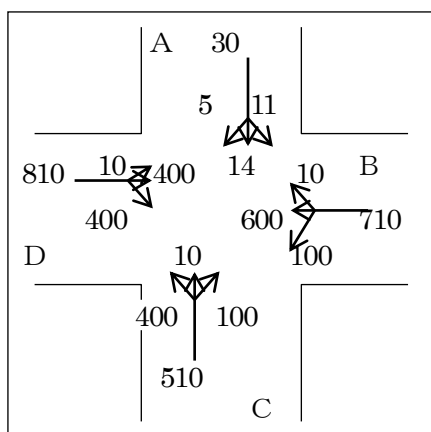
- ・上記に示す車種別、時間帯別の交通量を調査方向別に記入し、最後に交差点交通量（各方向別の合計）を記入すること。
- ・調査交差点については、事前に協議してください。

(6) 現況と開店後における交通量の比較と解析

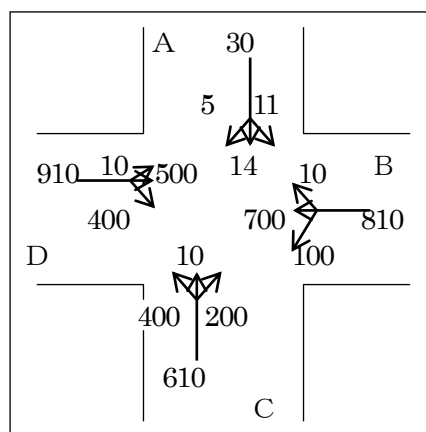
① 交差点等の交通量

ア 平日〇〇時台

<現 況> (交通量調査結果)

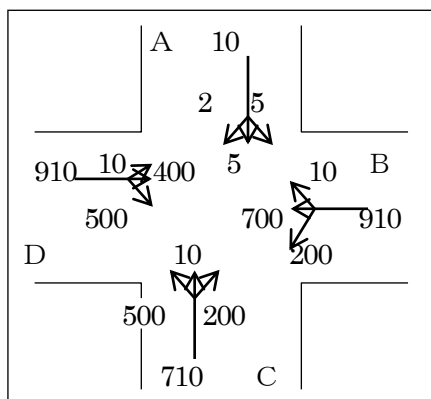


<開店後> (交通量予測結果)

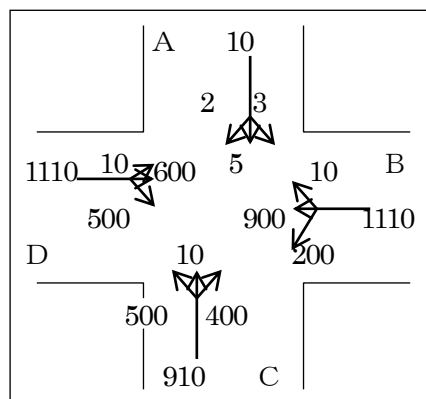


イ 休日〇〇時台

<現 況> (交通量調査結果)



<開店後> (交通量予測結果)



② 交差点等の車線別混雑度・滞留長
 交差点〔 〕

			A		B		C		D		需要率 ピーク時
			直左	右	直左	右	直左	右	直左	右	
平日	現況	混雑度									
		滞留長									
	開店後	混雑度									
		滞留長									
休日	現況	混雑度									
		滞留長									
	開店後	混雑度									
		滞留長									

・本表は、各交差点、駐車場の出入口について作成すること。
 ・上記①、②について算出根拠を明示すること。

(7) 評価と対策

〔騒音の発生に係る事項〕

1 遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面〔規則§4I⑧〕

(1) 遮音壁の設置

遮音壁の有無	遮音壁の高さ	遮音壁の厚さ	遮音壁の材質・構造	遮音壁の位置
無・有	m	m		<別添配置図>
遮音壁の設置による悪影響に対する検討及び近隣住民との調整に関する具体的な配慮	・住居等からの視界制約、住居等の風通し不足（悪化）、住居等の日照不足（悪化）、地域住民への説明状況等について具体的に記入すること。			

(2) その他、施設と低層の住居が隣接している場合等における配慮（緑地帯の確保等）

2 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面〔規則§4I⑨〕

項目	設置の有無	稼働時間帯	位置
冷却塔	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
室外機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
送風機	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
給排気口	無・有	〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>
その他（ ）		〇〇時〇〇分～〇〇時〇〇分	<別添配置図>

※ 特別な事情による騒音の総合的な予測【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明：

騒音の総合的な予測方法【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

騒音規制法の特設施設の設置届出の有無

3 平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠

(1) 予測地点の選定及び環境基準等（別添配置図参照）

予測地点	環境基準		規制基準 夜間	選定理由
	昼間	夜間		
	d	dB	dB	
B	d	dB	dB	
B	d	dB	dB	
B	d	dB	dB	
B	d	dB	dB	

- ・予測地点は事前に協議してください。
- ・選定した予測地点について、環境基準、規制基準及び選定理由を記載してください。

(2) 昼間の等価騒音レベルの予測〔規則 § 4 I ⑩〕

- ・騒音予測地点については、原則として建物の周囲4方向からそれぞれ近接した最も騒音の影響を受けやすい地点に立地した又は立地可能な住居等の屋外とする。
 - ・騒音予測地点をA地点、B地点、C地点、D地点として別添「建物配置図」上に表示すること。
＜予測式等を用いた計算は別添資料とすること＞
 - ・騒音発生源が屋内に設置されている場合には、当該建物の壁面等の材質構造及び当該騒音発生源の位置のわかる図面を添付すること。
- ※→基準距離における騒音レベルの根拠は、その出典を明示すること。
 (例) 文献名／メーカーの提示した数値／実測値等
 なお根拠として実測値を使用する場合は、調査店舗、調査日時も明示すること

《 昼 間 》		基準距離における 騒音レベル等		騒音継続時間 (時～ 時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)			
		騒音レベル (dB)	※根拠		A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	A 地点	B 地点	C 地点	D 地点
定常騒音	冷却塔											
	室外機											
	給排気口											
変動騒音	自動車走行											
	荷さばき車両のアイドリング											
	荷さばき車両の後進ブザー											
	廃棄物収集作業											
	BGM等											
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音											
	荷さばき台車走行音											
昼間（午前6時～午後10時）		予測地点A		予測地点B		予測地点C		予測地点D				
等価騒音レベル		d B		d B		d B		d B				
地域の類型												

環境基準値	d B	d B	d B	d B
-------	-----	-----	-----	-----

〔環境基準値を超える場合の対策（または対策不要の理由）〕

(3) 夜間の等価騒音レベルの予測

・注意事項は昼間の場合と同じ。

《 夜 間 》 騒 音 発 生 源		基準距離における 騒音レベル等		騒音継続時間 (時～ 時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)				
		騒音レベ ル (dB)	※根拠		A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	A 地点	B 地点	C 地点	D 地点	
定 常 騒 音	冷却塔												
	室外機												
	給排気口												
変 動 騒 音	自動車走行												
	荷さばき車両のアイ ドリング												
	荷さばき車両の後進 ブザー												
	廃棄物収集作業												
	BGM等												
衝 撃 騒 音	荷さばき荷おろし音												
	荷さばき台車走行音												
夜間（午後１０時～午前６時）				予測地点A		予測地点B		予測地点C		予測地点D			
等価騒音レベル				d B		d B		d B		d B			
地域の類型													
環境基準値				d B		d B		d B		d B			

〔環境基準値を超える場合の対策（または対策不要の理由）〕

4 夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 [規則 § 4 I ⑪]

【夜間営業その他の理由により、夜間騒音が発生する見込みのある場合のみ記載】

- ・午後10時～午前6時までの時間帯における予測結果とする。
- ・予測地点については、大規模小売店舗の敷地の境界線とする。表記については、a 地点、b 地点、c 地点、d 地点として別添「建物配置図」上に表示すること。なお、等価騒音レベルの予測値点に対応する場合は、A_{—a} など整合をとること。
- ・予測式等を用いた計算は別添資料とすること。

《夜間（午後10時～午前6時）において発生することが見込まれる騒音》

《 夜 間 》 騒 音 発 生 源		基準距離における 騒音レベル等		騒音継続時間 (時～ 時) 又は 騒音発生回数	予測地点までの距離 (m)				各予測地点における 騒音レベル (dB)			
		騒音レベル (dB)	※根拠		a 地点	b 地点	c 地点	d 地点	a 地点	b 地点	c 地点	d 地点
定常騒音	冷却塔											
	室外機											
	給排気口											
変動騒音	自動車走行											
	荷さばき車両のアイ ドリング											
	荷さばき車両の後進 ブザー											
	廃棄物収集作業											
	BGM等											
衝撃騒音	荷さばき荷おろし音											
	荷さばき台車走行音											
夜間 (午後 1 0 時～午前 6 時)				予測地点 a		予測地点 b		予測地点 c		予測地点 d		
最大値のレベル				d B		d B		d B		d B		
区域の種別												
規制基準値				d B		d B		d B		d B		

※ 特別な事情による発生する騒音ごとの予測【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

特別な事情の説明：

発生する騒音ごとの予測方法【指針による予測方法によらない場合のみ記載】

[規制値を超える場合の対策（または対策不要の理由）]

5 騒音の予測と騒音対策

(1) 荷さばき施設及び作業にかかる騒音対策の概要

項 目	具体的な騒音対策の内容
荷さばき施設の配置等	<別添平面図上に記載>
荷さばき施設の騒音対策 ※1	
荷さばき作業の騒音対策 ※2)	

※1)荷さばき施設の騒音対策

→荷さばき施設の十分なスペースの確保による荷さばき時間の短縮,
荷さばき施設の屋内化,
作業場所の床に緩衝機能を有するクッション性の素材の採用あるいは、内装面の吸音材の使用等による吸音・遮音等,
といった施設建築計画面での配慮事項を記載すること。

※2)荷さばき作業の騒音対策

→荷さばき作業時間の特定,
荷さばき作業車両のアイドリングの禁止の徹底,
低騒音型の荷さばき機器の導入,
作業人員への騒音防止意識の徹底等,
といった荷さばき作業時の運営面又は機器選択面での配慮事項を記載すること。

(2) BGM等の営業宣伝活動の予定

BGM等の使用
無・有



使用時間帯	拡声器の数	拡声器の容量	拡声器の配置	具体的な騒音対策の内容
時～ 時	個		<別添配置図上に記載>	

(3) 冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機等の規模・能力・騒音レベル等

項 目	設置の有無	規模・能力	騒音レベル	騒 音 対 策 等
冷却塔	無・有	送風機出力〇kW		
室外機	無・有	圧縮機出力〇kW		
送風機	無・有	送風機出力〇kW		
給排気口	無・有	送風機出力〇kW		
その他	無・有			

(4) 駐車場の施設構造と騒音対策の概要

駐車場N o.	※1) 施 設 面 の 騒 音 対 策	※2) 運 用 面 の 騒 音 対 策

※1)駐車場の施設面の騒音対策

→駐車場の屋内化とそれに伴う天井・壁の吸音処理,
立体駐車場等におけるスロープの勾配等に配慮した防音対策,
床や排水蓋等による段差をなくすこと等,
といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。

※2)駐車場の運用面の騒音対策

→駐車場の利用時間帯の制限,
誘導員・監視員による場内走行の円滑化, 見回りの実施,
深夜・早朝における駐車場閉鎖等
といった運営面での配慮事項を記載すること。

(5) 廃棄物収集作業にかかる騒音対策の概要

廃棄物収集場所の構造	回収時間帯	※1)施設面の騒音対策	※2)運用面の騒音対策

※1)廃棄物収集作業の施設面の騒音対策

→廃棄物の収集場所の屋内化及び防音対策,
廃棄物の収集場所の配置等,
といった施設の配置・構造面での配慮事項を記載すること。

※2)廃棄物収集作業の運用面の騒音対策

→廃棄物処理業者への騒音抑制意識向上の働きかけ,
深夜・早朝における作業回避等収集時間帯の制限等,
といった運営面での配慮事項を記載すること。

6 その他（特記事項）

--

〔廃棄物に係る事項等〕

1 必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠
〔規則 § 4 I ⑫〕

(1) 廃棄物等の排出量等の予測

(端数処理：四捨五入)

廃棄物種別	店舗面積：S		指針 原単位	A 一日当たり 廃棄物排出量 (原単位×S)	B 平均 保管 日数	C 見かけ 比 重 (t/m³)	排出予測量 A×B÷C
紙製廃棄物等	6,000 m²以下の部分	千m²	0.208	(t)	日		m³
	6,000 m²超の部分	千m²	0.011	(t)			
				計 t			
金属製廃棄物等	6,000 m²以下の部分	千m²	0.007	(t)	日		m³
	6,000 m²超の部分	千m²	0.003	(t)			
				計 t			
ガラス製廃棄物等	6,000 m²以下の部分	千m²	0.006	(t)	日	...	m³
	6,000 m²超の部分	千m²	0.002	(t)			
				計 t			
プラスチック製廃棄物等	6,000 m²以下の部分	千m²	0.020	(t)	日		m³
	6,000 m²超の部分	千m²	0.003	(t)			
				計 t			
生ゴミ等	6,000 m²以下の部分	千m²	0.169	(t)	日		m³
	6,000 m²超の部分	千m²	0.020	(t)			
				計 t			
その他の可燃性廃棄物等		千m²	0.054	(t)	日		m³
						合 計	m³

〔見かけ比重について指針の数値によらない場合〕

見かけ比重の根拠等

(2) 特別な事情による廃棄物等の排出量予測【特別な事情がある場合のみ記載】

特別な事情の説明：

予測排出量 m³

排出量予測の根拠：

(3) 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出状況【小売店舗以外の施設が有る場合のみ記載】

廃棄物保管施設の状況 小売店舗と共用 ・ 小売店舗と別途確保

↓
共用の場合

小売店舗以外の施設からの廃棄物等の予測排出量 小売店舗以外の施設からの廃棄物等の排出量の予測の根拠

m ³	
----------------	--

(4) リサイクル品（再利用対象物）の排出量等の予測【小売業者が廃棄物等の回収を行う場合のみ記載】

・予測される廃棄物種別ごとに記載すること。

廃棄物種別	予測排出量	m ³
排出量予測の根拠：		

(5) その他の廃棄物等（廃家電・粗大ゴミ等）の排出量等の予測
【(1)以外の廃棄物等の排出が見込まれる場合に記載】

・予測される廃棄物種別ごとに記載すること。

廃棄物種別	予測排出量	m ³
排出量予測の根拠：		

2 保管場所の位置・構造等

- ・分別については、市における廃棄物等の分別の状況等を考慮のうえ計画し、その計画に沿って「分別する種類」欄は記載すること。
- ・施設容量（計）は1の(1)～(5)による排出予測量を踏まえて計画すること。
- ・管理上の対策には、密閉性確保、洗浄設備・冷蔵設備・換気設備配置等の悪臭発散防止対策及び脱水処理機・空き缶選別機配置等の汚水流出防止対策、その他廃棄物の保管に伴い、生活環境に問題を及ぼすと考えられるものの対する対応策について記載すること。
- ・併設施設から悪臭の発生が見込まれる場合の対策についても、小売店舗と区別して記載すること。

廃棄物種別	分別する種類	施設面積	施設容量	管理上の対策			図面No.
				悪臭発散防止対策	汚水流出防止対策	その他	
紙製廃棄物	ダンボール	m ²	m ³				
金属製廃棄物	スチール缶 アルミ缶	m ²	m ³				
ガラス製廃棄物	その他の廃棄物	m ²	m ³				
プラスチック製廃棄物	ペットボトル トレイ	m ²	m ³				
生ごみ等	生ごみ等	m ²	m ³				
その他の可燃性廃棄物	皮・ゴム製品						
その他	廃家電						
計		m ²	m ³				

3 廃棄物減量化及びリサイクルについての計画

廃棄物減量化及びリサイクル計画の予定及び概要	(関係法令等に基づいた計画等)
------------------------	-----------------

周辺住民への 周知方法	(説明会での周知や、店頭での協力呼びかけ)
----------------	-----------------------

4 廃棄物等の運搬・処理計画

(1) 廃棄物等の運搬方法 【現時点の計画の範囲で記載】

項 目	生ごみ	〇〇〇〇			廃家電等
運搬の方法 ・自社で運搬 ・業者委託 ・その他 ()					
収集車の種類 ()					
予定業者等					
運搬の頻度					

(2) 廃棄物等の処理方法 【現時点の計画の範囲で記載】

項 目	生ごみ	〇〇〇〇			廃家電等
処理の方法 ・敷地内処理 ・敷地内中間処理 ・敷地外処理 ・その他 ()					
処理予定業者等					
敷 地 内 処 理 の 場 合	処理の具体的な方法				
	処理関連設備の内容				
	処理施設の悪臭対策 (密閉性の確保や温度管理等)				
	処理施設の防音対策				
	処理施設の配置	<別添資料>	<別添資料>	<別添資料>	<別添資料>

・市の分別状況に応じ、廃棄物の種類ごとに記載すること。
(例)生ごみ、可燃物、不燃物、段ボール、ペットボトル、牛乳パック、空き缶、空き瓶、トレ、発泡スチロール等

(3) 小売業者における廃棄物等運搬・処理の方法

【小売業者ごとに運搬・処理を行う場合のみ記載すること】

・廃棄物の種類ごとにできるだけ詳細に記載すること。
(例) 空き缶→再資源化のため、資源化業者に引き渡し

小売業者名	廃棄物等の運搬・処理の具体的方法	
	一 般 廃 棄 物	産 業 廃 棄 物

店舗内関係者及び関連事業者への適正な廃棄物の運搬・処理についての徹底方法	(施設の管理規程や契約書等への明記等による措置を記載。規程・契約書があれば写しを添付)
--------------------------------------	---

(4) 食品加工場等計画 【食品加工場がある場合のみ記載】

面 積	
配 置	<別添平面図上に記載>
加工の具体的内容	
悪 臭 対 策	
汚 水 対 策	

5 その他（特記事項）

--

〔 街 並 み づ く り 等 へ の 配 慮 等 〕

1 街並みづくり等への配慮に関する事項

- (1) 景観法に基づく景観計画若しくは景観地区、地区計画若しくは風致地区が定められている地区又は建築協定若しくは景観協定が締結されている地区

該当の有無	(建築計画の適合性について、必要に応じ建築図面等を添付)
有・無	

- (2) 景観への配慮

(各届出区分の景観形成基準に基づき、配慮した事項を記入すること。) ＜別添建物完成予想図、立面図（可能であれば添付）＞
--

- (3) 商店街のアーケードの整備等の街並みづくり等への配慮事項 【特記すべき事項があれば記載】

--

- (4) まちづくりへの対応方針

・立地に際しての、まちづくりに関する各種公的計画等の十分な検討 ・地域団体（商工会、同業者組合等）への加入と各種事業への協力 ・地域イベントへの協力 ・地域雇用 ・周辺の一斉清掃、地域防災・防犯活動への積極的参加 等 ・退店時の地元への早期情報提供 等について記載してください。

- (5) 敷地内の緑化計画 【緑化計画があれば記載】＜位置は別添、建物配置図上に記載＞

敷地面積	緑化面積	緑 化 の 方 法
m ²	m ²	

- (6) 屋外照明・広告塔照明等の計画と光害対策 【現時点の計画の範囲で記載】

	屋外照明	広告塔照明
照明灯の配置	＜別添配置図上に記載＞	＜別添配置図上に記載＞
照明灯の方向		
照 明 の 強 さ		
点 灯 時 間		
光 害 対 策		

- (7) 防災への協力

防災協定等		締結協定の内容
締結依頼	無 ・ 有	
締結済	無 ・ 有	

(8) 防犯対策への協力

駐車場内の照明の設置	
警備員の巡回等	
閉店後及び休業日における 店舗施設内の措置等	
周辺地域での防犯や青少年の 非行防止のための対策	
その他防犯対策	

2 その他（特記事項）

--

軽微変更申出書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあっては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定による変更（ 年 月 日届出予定）について、同法第6条第4項ただし書の規定による軽微な変更として承認を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更しようとする事項
- 3 変更予定年月日
- 4 変更する理由
- 5 軽微な変更該当する理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。
2 ※印の項は記載しないでください。

説明会開催計画書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあっては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

下記1の店舗にかかる大規模小売店舗立地法第7条第1項の説明会について、熊本市大規模小売店舗立地法運用要綱第9条第4項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 説明会開催計画

(1) 説明会の開催公告

①公告方法

※ 新聞掲載又は折込の配布範囲を示す図面を添付すること。

②公告内容

③公告時期

(2) 説明会開催日時

(3) 説明会開催場所（会場名等）

(4) 説明会開催次第

(5) 説明会に関する連絡先の氏名又は名称、住所、電話番号

市公報等登載依頼書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあっては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

下記2の店舗に係る大規模小売店舗立地法第7条第2項の規定による公告を熊本市公報に掲載して行いたいので、熊本市大規模小売店舗立地法運用要綱第10条第2項の規定により依頼します。

記

- 1 大規模小売店舗立地法施行規則第12条第2号及び第3号による公告を行うことが不可能である理由
- 2 市公報登載依頼事項
 - (1) 説明会の開催日時
 - (2) 説明会の開催場所
 - (3) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (4) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (5) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - (6) 大規模小売店舗の新設をする日
 - (7) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - (8) 連絡先の氏名又は名称、住所及び電話番号

掲示による説明会申出書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあつては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定による変更（ 年 月 日届出予定）に関し、届出等の要旨を
掲示することをもって説明会とすることを承認されるよう、大規模小売店舗立地法施行規則第11条第2項の規
定により、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 変更する事項
(変更前)
(変更後)
- 3 変更予定年月日
- 4 当該変更が周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどないとする理由
- 5 届出事項等の掲示期間及び掲示場所

(備考) 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。
2 ※印の項は記載しないでください。

説明会等実施状況報告書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあつては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

大規模小売店舗立地法第7条第1項に規定する説明会等の実施状況について、下記のとおり報告します。
記

項 目			内 容
大規模小売店舗の名称			
大規模小売店舗の所在地			
	開催の周知（方法・内容・時期）		
説明会	第1回	開催日時	年 月 日（ ） 時 分から 時 分
		開催場所	
		説明者（設置者側出席者）	
		出席者	名（別添出席者名簿のとおり）
		議事の概要	
		陳述意見・質疑	
		応答内容	
	第2回	（同上）	
	第3回	（同上）	
説明会未実施の場合の代替措置		代替措置の概要	
		代替措置の実施日	
その他特記事項			

- （備考） 1 法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合、又は、法施行規則第11条第2項の規定により、届出等の要旨を掲示することをもって説明会とすることの承認を受けた場合は、「説明会未実施の場合の代替措置」欄に説明会の代替措置の概要及び代替措置の実施日について、記載してください。なお、法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けた場合は、「説明会」欄についても実施予定であった説明会の概要について可能な限り記載してください。
- 2 下記の資料を添付してください。
- (1)説明会で配布した資料
 - (2)説明会の開催公告（代替措置実施の場合は、届出等の要旨の掲載）を行った媒体の写し
※新聞紙、チラシ、出店予定地等に設置した掲示板の写真等
 - (3)規則第12条第2号及び第3号により新聞掲載（折込）の方法により公告を行った場合は、新聞掲載（折込）を実施したことが確認できる資料

※新聞配達地区別配布枚数の一覧、配布範囲を示した図面及び配布費用に係る領収書又は請求書の写し等

(4)その他市長が必要と認めるもの

3 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。

4 ※印の項は記載しないでください。

(別添)

地元説明会参加者一覧表

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 地元説明会開催日時及び開催場所
開催日時 年 月 日 () : ~
開催場所
- 3 地元説明会参加者

氏	名	住	所

* 地元説明会参加者の方へ
氏名欄、住所欄への記入は任意ですので、記入されなくても構いません。

説明会開催不能申出書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあつては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

年 月 日の公告に係る説明会の開催について、大規模小売店舗立地法第7条第4項の規定による説明会開催不能の認定を受けたいので、下記のとおり申し出ます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 説明会開催予定年月日及び場所
- 3 説明会を開催することができない事由
- 4 届出等の内容の周知方法

- （備考）
- 1 説明会を開催することができない事由の発生を証する資料を添付してください。
 - 2 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。
 - 3 ※印の項は記載しないでください。

意見書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定により、意見を提出します。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 意見

- (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項
- (2) 歩行者の通行の利便の確保等
- (3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮
- (4) 防災・防犯対策への協力
- (5) 騒音の発生に係る事項
- (6) 廃棄物に係る事項等
- (7) 街並みづくり等への配慮等
- (8) その他

3 氏名又は団体名及び団体にあつてはその代表者の氏名、住所・所在地の公表（公告・縦覧）について（どちらかに○印をつけてください。）

- ・公表してもよい
- ・公表してほしくない

○意見書の記載及び提出について

- 1 日本語で記載してください。
- 2 意見を述べるにあたっては、その理由を記載してください。
- 3 述べられた意見については、大規模小売店舗立地法第8条第3項の規定に基づき、その概要を市の方で公告するとともに、提出された意見書を縦覧に供します。
- 4 意見書の提出は、届出の公告の日から4月以内となっていますので、提出期限にご注意ください。

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。

2 ※印の項は記載しないでください。

意見書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

氏名

年 月 日付け 第 号で照会のあった大規模小売店舗の届出について、下記のとおり意見を申し述べます。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

2 意見

※大規模小売店舗を設置する者が「その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項」について、「指針」に基づき意見を記載してください。

（備考）1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。

2 ※印の項は記載しないでください。

変更届出遅延理由書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあつては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

年 月 日付け 第 号で市の意見（勧告）の通知がありました下記1の店舗に係る出店（又は変更）計画について、熊本市大規模小売店舗立地法運用要綱第19条第1項（又は第21条第1項）に規定する期間内に、大規模小売店舗立地法第8条第7項（又は第9条第4項）の届出又は通知ができませんので、熊本市大規模小売店舗立地法運用要綱第19条第4項（又は第21条第4項）の規定により、理由書を提出します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 期間内に届出又は通知を行うことができない理由
- 3 届出又は通知を行おうとする時期

※不要な文字は削除して使うこと。

取下げ書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあつては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

下記店舗に係る 年 月 日付けの大規模小売店舗立地法第 条第 項の規定による届出については、下記の理由により取下げます。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 取下げの理由

（備考） 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。
2 ※印の項は記載しないでください。

報 告 書

年 月 日

熊本市長（宛）

住所

名称

代表者

・大規模小売店舗設置者の氏名又は名称を記載
→法人にあつては、その代表者の肩書、氏名も記載すること

大規模小売店舗立地法第14条第 項の規定により 年 月 日付けで報告を求められた事項について、下記のとおり報告します。

記

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
- 2 報告する事項及び内容

（備考）この用紙の大きさは、日本工業規格A4 としてください。